

美浜町での
新婚生活を
応援します!

引越費用



住居費



最大 30万円!

【補助対象者】 以下の項目すべてに該当する方が対象となります。

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦である
- 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下である
- 夫婦の前年の所得の合計額が500万円未満である
- 申請時において、夫婦ともに対象住居に住民票がある
- 2年以上継続して美浜町に居住する意思がある

【補助対象経費】

令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に支払った住居費及び引越費用の合計額

住居費	住宅の賃借費用のうち、敷金、礼金、仲介手数料
引越費用	住居の移転に伴う荷物の移動又は運送に要した費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用

※勤務先から手当が支給されている場合は、合計額から当該手当分を控除して算出します。

【補助金の額】

1 世帯当たり上限額30万円 (補助対象経費の全額を補助。)



(町 HP)

【提出書類】

共通	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1号)
	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書
	<input type="checkbox"/> 夫婦の住民票の写し
	<input type="checkbox"/> 夫婦の直近の所得(課税)証明書
	<input type="checkbox"/> 支払い証拠書類の写し
勤務先から手当が支給されている場合	<input type="checkbox"/> 手当の額を証明するもの
奨学金を返済している場合	<input type="checkbox"/> 奨学金を返済していることが分かる書類

・奨学金を返済している場合は、所得額から年間返済額を控除して算出します。